

東海再処理施設における高放射性廃液の固化処理について

平成27年12月17日

生活環境部防災・危機管理局原子力安全対策課

1 これまでの経過

(1) 固化処理の位置づけ

- ・ 核燃料施設等の新規制基準の制定に伴い、再処理施設に係る必要な対策が求められることとなった。
- ・ 一方、東海再処理施設には、現在、高放射性廃液（約400m³（H27.11末現在））が貯蔵されており、水素掃気、冷却等の所要の安全対策が講じられているところ。
- ・ 本計画は、これらの廃液を潜在的ハザードとして捉え、新規制基準への適合と切り離して、廃液の固化処理を速やかに実施し、施設の安全性向上を図ろうとするもの。

(2) 原子力規制委員会の見解

- ・ 固化処理は、直ちに新規制基準への適用が必要な「リスクを大幅に増加させる活動」に当たるものではないことから、当面の5年間は、現状でできる限り固化処理を進め、リスク低減に努めること。
- ・ 新規制基準の適用の考え方については、5年後にあらためて整理する。

(3) 県原子力安全対策委員会の審議結果（平成26年3月13日）

○ 主なご意見

- ・ 異常時における作業員の対応が重要であることから、運転の再開にあたり異常時対応に係る教育、訓練を十分に実施するとともに、技術の伝承を含め、継続的な人材育成に努めること。
 - ・ 今後20年間の運転を想定し、設備・機器の経年的な問題によるトラブルを未然に防止する対策が重要。
 - ・ 新規制基準を踏まえ、必要な対応を着実に進めること。
 - ・ これらの対応を前提として、リスクの低減を図るため、ガラス固化技術開発施設を運転し、高レベル放射性廃液を固化処理することを了承。
- 運転再開に向けては、両腕型マニプレータの補修工事の完了、工程機器の点検確認、運転員の教育訓練等、所要の準備が整った段階で、改めて本委員会に報告がなされることになった。

2 県及び市町村による立入調査の実施

(1) 実施日時

平成27年12月14日(月) 13:00～17:00

(2) 立入調査実施自治体

茨城県，東海村，日立市，常陸太田市，那珂市，ひたちなか市

(3) 調査結果

以下の事項について説明を聴取し，関係証拠書類及び現場の確認調査を実施した。

- ① 両腕型マニプレータの復旧状況
- ② 運転の再開に向けた準備状況
 - ア 組織体制
 - イ 設備，機器等の点検状況
 - ウ 教育・訓練の実施状況
 - エ 新規基準を踏まえた安全対策
- ③ 設備の保全計画，品質保証体制

※ ②の調査に当たっては，施設が長期間停止していたことを踏まえ，特に，異常時対応訓練を含めた教育・訓練の実施状況及び施設・機器等の経年変化によるトラブルの未然防止の観点からの取組状況を確認した。